

参 考 资 料

平成 10 年度～平成 19 年度 決算の状況

〔収益的収支〕

(千円)

科目 \ 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
収益的収入	3,832,144	3,598,947	3,484,361	3,603,149	3,411,366
給水収益	3,092,070	3,071,479	3,060,689	3,031,521	2,977,056
分担金	428,613	293,561	194,149	364,516	253,440
その他	311,461	233,907	229,523	207,112	180,870
収益的支出	3,686,538	3,734,082	3,712,002	3,631,651	3,511,581
人件費等	620,568	635,963	644,231	627,068	560,340
浄水処理委託費	358,826	396,071	380,543	359,638	343,381
物件費等	704,738	659,661	656,203	611,245	576,628
減価償却費等	437,996	466,321	475,109	484,487	486,890
支払利息	195,394	184,211	173,013	156,478	138,440
受水費	1,369,016	1,391,855	1,382,903	1,392,735	1,405,902
当年度純利益・純損失	145,606	△ 135,135	△ 227,641	△ 28,502	△ 100,215

〔資本的収支〕

(千円)

科目 \ 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
資本的収入	416,520	345,653	153,765	145,611	108,101
企業債	168,000	214,000	0	0	0
その他	248,520	131,653	153,765	145,611	108,101
資本的支出	736,628	710,052	485,110	484,605	466,656
建設改良工事費	529,654	496,492	251,810	228,820	193,342
企業債償還金	206,974	213,560	233,300	255,785	273,314
差 引	△ 320,108	△ 364,399	△ 331,345	△ 338,994	△ 358,555

〔収益的収支〕

(千円)

科目 \ 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
収益的収入	3,328,224	3,386,114	3,553,222	3,528,828	3,610,460
給水収益	2,912,505	2,919,708	3,153,296	3,128,700	3,205,759
分担金	221,280	319,440	244,560	232,704	254,016
その他	194,439	146,966	155,366	167,424	150,685
収益的支出	3,489,336	3,437,984	3,490,256	3,466,602	3,411,303
人件費等	521,088	486,002	510,951	520,383	506,176
浄水処理委託費	336,455	345,690	362,185	309,679	306,449
物件費等	596,409	580,628	620,042	639,351	587,567
減価償却費等	488,791	497,965	485,317	497,564	520,931
支払利息	119,281	101,723	85,785	73,649	62,867
受水費	1,427,312	1,425,976	1,425,976	1,425,976	1,427,313
当年度純利益・純損失	△ 161,112	△ 51,870	62,966	62,226	199,157

〔資本的収支〕

(千円)

科目 \ 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
資本的収入	163,355	202,995	149,511	109,166	108,047
企業債	120,000	130,000	120,000	100,000	100,000
その他	43,355	72,995	29,511	9,166	8,047
資本的支出	549,599	760,952	923,852	830,147	733,932
建設改良工事費	259,765	468,168	682,330	615,982	319,995
企業債償還金	289,834	292,784	241,522	214,165	413,937
差 引	△ 386,244	△ 557,957	△ 774,341	△ 720,981	△ 625,885

サービスの向上・経営改善等の取り組み

サービスの向上・経営改善等の取り組み

項 目		導入年月日	備 考
● 経営の 効率化	経費の削減	メーター取替期間の見直し	平成9年度 6年で取り替えていたものを約7年に期間延長。平成14年度栓数を10,000個とし7年とすれば△1,500個となり、節減額は3,000千円/年(△1,500個×2千円)
		企業手当の廃止	平成9年度 △5,712千円(7,000円×68人×12ヶ月)
		人員の削減	平成13年度 平成13年度65人→54人 △11人減 約10,000千円×△11人=△110,000千円
		浄水管理業務にかかる経費の削減	平成14年度 職員の退職不補充10,000千円→3,000千円
		特別職給与カット	平成15・19年度 平成15年度5%削減年△1,000千円削減・19年度から更に5%削減計△2,000千円削減
		職員給与費削減	平成15~18年度 削減率 2%~4% △25,900千円
		特殊勤務手当の廃止・見直し	平成18年度 浄水勤務・変則勤務手当等の廃止、夜間勤務手当等の見直しで△1,000千円削減
		委託水浄水処理料・施設使用料の削減	平成18・19年度 兵庫県企業庁との交渉で1m ³ 当たりの単価見直し(34円→25.46円 △8.54円) △45,000千円削減 県営浄水場施設使用料の削減(173百万円→168百万円 △5百万円削減)
		料金計算オンラインシステムによる料金計算単価の引下げ	平成18年度 1件当たり単価の引下げ(55円→38円 △17円)により△6,000千円削減
		国家公務員の給与の構造改革による新給料表に改正	平成19年度 平均4.8%給与削減 △12,580千円(現給補償あり)
		管理職手当の削減	平成19年度 削減率 10% △1,000千円
		期末勤働手当役職段階別加算(課長以上)の凍結	平成19年度 削減率100% △3,400千円(20年度夏期ボーナス2分の1還元)
		委託水浄水処理料・施設使用料の削減	平成20年度 兵庫県企業庁との交渉で1m ³ 当たりの単価見直し(25.46円→24.22円 △1.24円) △6,600千円削減 県営浄水場施設使用料の削減(168百万円→160百万円 年△8百万円削減)
		受水費の削減	平成20年度 兵庫県企業庁との交渉で水量料金1m ³ 当たりの単価見直し(52円→48円 △4円) △37,000千円削減 固定費の基本料金の削減(938百万円→920百万円 △18百万円削減)
		職員給与費削減	// 削減率 1.9%~3.9% △5,785千円
企業債繰上償還	// 支払利息△36,000千円削減		
民間委託	検針業務を委託化	昭和46年度 平成6年4月から(株)川西水道サービスへ委託。臨時職員2名・水道工事業協同組合→(株)川西水道サービスへ平成11年度検針単価1件96円→平成16年度78円△18円	
	維持管理(修繕)業務を委託化	昭和50年度 平成6年4月から(株)川西水道サービスへ委託。水道工事業協同組合→(株)川西水道サービスへ	
	メーター取替、閉開栓業務を委託化	昭和57年度 平成6年4月から(株)川西水道サービスへ委託。水道工事業協同組合→(株)川西水道サービスへ	

項 目		導入年月日	備 考
	遊休地利用	松山浄水場の売却	平成7年度 14億9,700万円で売却
		滝山取水場跡地を駐車場として賃貸開始	平成12年度 485千円/年 駐車台数11台
		管理公舎を廃止し、公舎として賃貸開始	平成12年度 2,700千円/年 (45,000×5件×12ヶ月)
		関電鉄塔敷地への土地売却	平成13年度 1,785千円で売却 緑台低区配水池一部
		携帯電話無線基地局への土地賃貸開始	平成15年度 湯山台配水池130千円/月・けやき低区配水池(予定)45千円/月
● 経営の効率化	その他	滞納整理業務の充実(給水停止の実施)	平成5年度 夜間徴収(集金業務)→給水停止実施により集金業務廃止
		水道料金改定	平成17年度 平均改定率13.0%
	OA化	管路情報管理システム稼働	平成7年度 平成14年度リプレイス 保守経費140,000千円→37,000千円 △103,000千円 機器購入13,000千円
		検針用ハンディターミナル導入	平成9年度 テーター抽出の効率化
		CADシステムの導入	平成16年度 作成時間の短縮
		滞納管理システム導入	平成19年度 滞納者の状況管理のスピードアップ
	組織	局内に経営研究会を発足	平成12年度 平成15年度までの経費削減計画の策定
		機構改革	平成13年度 配水課と工務課を統合
		窓口業務等委託化研究会を発足	平成20年度 営業課窓口業務委託化を研究
	◇サービスの向上	訪問授業の開始	平成5年度 市内小学校を訪問し上水道についての授業をする。
㈱川西水道サービスを設立		平成6年度 メーター検針業務、閉開栓業務、漏水防止業務等を委託	
コンビニ・郵便局窓口での料金収納開始		平成9年度 コンビニ平成14年度全体の5.26%収納	
広報「かわにしの水道」創刊		平成10年度 年2~3回発行・紙面の拡大、	
鉛管改良工事の取組開始		平成14年度 市内全給水装置数(約55,200箇所)の65%が鉛給水管を使用している。平成16年度は約450件、6,750千円の改良。	
職員研修の充実		平成16年度 職員の日本水道協会研修派遣	
コンビニ収納取扱店の拡大		平成16年度 2社から4社へ	
//		平成18年度 4社から24社に拡大	
★危機管理	耐震性貯水槽の設置	平成8年度 3箇所設置(東谷行政センター・緑台市民ランド・久代小学校)	
	伸縮可とう管の設置	平成8年度 平成8年度から設置	
	緊急遮断弁の設置	平成8年度 5箇所設置(清和台・緑台・湯山台・滝山・大和各配水池)	
	緊急時相互連絡管の設置	平成14年度 5箇所設置(猪名川町・宝塚市・伊丹市)	
	給水タンク車の増車	平成15年度 1台→2台	
	配水池耐震化工事	平成17・18年度 滝山配水池2池	
	配水池築造工事	平成19~21年度 萩原台配水池1池の耐震化・増量(1,000m ³ →3,000m ³ 2,000m ³ 増量 2池で5,000m ³)	
	緊急時相互連絡管の設置	平成20・21年度 濁水等自然災害に備えた南北相互融通管	
□環境に対する取組	太陽光発電システムの導入	平成16年度 20kWH 260千円/年	

水道事業のあゆみ

年	月	事 項
昭和 28 年	1 月 4 月 7 月	花屋敷・雲雀丘において駐留軍の水道施設を、川西町・西谷村（現宝塚市）が共同管理事業認可を受け、川西町上水道事業を創設（4 月 23 日） 計画給水人口 20,000 人 計画 1 日最大給水量 5,000m ³ 北摂上水道町村組合委任水道認可（S29.8「北摂上水道事務組合」に名称変更）
昭和 29 年	2 月 8 月	池田市から受水し、給水開始（S29.2.22～33.1.22） 川西町、多田村、東谷村の 1 町 2 村が合併し、川西市が誕生 合併当時の人口 33,741 人
昭和 32 年	3 月	平野簡易水道給水開始（平野字湯之町一円）
昭和 33 年	1 月 6 月	松山浄水場が完成し、自己水源による給水開始（S33.1.23） 「北摂上水道事務組合」を解散（S33.6.2）
昭和 35 年	12 月	第 1 期拡張事業認可（S35.12.28） 計画給水人口 34,000 人 計画 1 日最大給水量 8,500m ³
昭和 36 年	3 月	川西市南部（久代・久代新田）地区の拡張事業で、高芝水源井完成
昭和 37 年	4 月	公営企業法の一部の適用（財務規定）
昭和 38 年	12 月	第 2 期拡張事業認可（S38.12.27） 計画給水人口 81,000 人 計画 1 日最大給水量 28,500m ³
昭和 39 年	3 月	高芝浄水場が完成し、給水開始
昭和 40 年	1 月	阪急緑ヶ丘簡易水道事業給水開始（民営） 人口急増のため、水不足が深刻化する
昭和 42 年	1 月 3 月 4 月 6 月	地方公営企業法の全部適用 多田グリーンハイツ水道事業給水開始（民営） 滝山浄水場が完成し、給水開始 猪名川流域が異常渇水
昭和 45 年	11 月 4 月	阪急北ネオポリス水道事業給水開始（民営） 清和台水道事業給水開始（民営）
昭和 46 年	3 月	北部水道事業認可（S46.3.31） 計画給水人口 93,000 人 計画 1 日最大給水量 35,340m ³
昭和 47 年	5 月	鶯の森専用水道給水開始（民営）
昭和 48 年	3 月 7 月	藤ヶ丘専用水道給水開始（民営） 猪名川流域の少雨による異常渇水
昭和 49 年	3 月 4 月 6 月 7 月	第 3 期拡張事業認可（S49.3.30） 計画給水人口 73,500 人 計画 1 日最大給水量 33,060m ³ 水道料金の改定（改定率 87.9%） 伊丹市から受水し、北部暫定給水を開始（～S57.10） 多田地区暫定給水開始 東谷地区暫定給水開始 全国的な異常渇水

年 月			事 項
昭和	50年	9月	萩原台専用水道給水開始（民営）
昭和	51年	3月	第3期拡張事業変更認可（S51.3.27） 計画給水人口 76,600人 計画1日最大給水量 36,000m ³ 一庫ダム建設が遅延のため、南部地域で地下水確保
		12月	南北水道料金の改定（改定率：南部 102.9%・北部暫定 30.9%） 水資源開発公団が一庫ダム建設着工
昭和	53年	4月 8月	久代浄水場の一部が完成し、給水開始 猪名川流域の異常濁水
昭和	54年	4月	平野簡易水道施設廃止（多田院より給水） 兵庫県水道用水供給事業統合認可
昭和	55年	3月 10月	久代浄水場完成 南北水道料金格差を段階的に縮小（～S57.3）（改定率：南部 30.9%・北部▲20.7%）
昭和	56年	4月	民営専用水道事業統合により、暫定給水を開始
昭和	57年	4月 7月 10月	南北水道料金統一、南北水道事業を統合、川西市水道事業に一元化 一庫ダム竣工式 第4期拡張事業認可（S57.7.7） 計画給水人口 204,200人 計画1日最大給水量 90,100m ³ 兵庫県営多田浄水場が完成し、受水開始 受水料金：120円/m ³ （暫定）（単一料金制）
			兵庫県営水道受水に伴い、多田グリーンハイツ、阪急北ネオポリス及び清和台の大規模民営水道事業を統合 多田地区、東谷地区、伊丹市受水から兵庫県営水道受水に変更
昭和	59年	3月 4月	一庫ダム完成 受水料金改定：155円/m ³ （単一料金制）
昭和	61年	4月 11月	水道料金の改定（改定率 22.7%） 猪名川流域で異常濁水
平成	元年	3月 10月	第5期拡張事業認可（H1.3.31） 計画給水人口 177,000人 計画1日最大給水量 90,100m ³ 松山及び滝山浄水場廃止（H1.10.12） 兵庫県営水道に浄水処理委託開始
平成	3年	7月 8月	黒川地区給水開始 新滝地区給水開始
平成	4年	4月	水道料金の改定（改定率 29.1%）（H4.4.1）
平成	5年	4月	石綿管の更新事業開始
平成	6年	3月 4月 8月	水道センター完成（久代浄水場内） （株）川西水道サービスを設立 猪名川流域で異常濁水 記録的な少雨のため濁水、一庫ダムの貯水率が17.9%まで低下し、取水が制限された （H6.8.8～H7.5.12）【取水制限率 10%～30%】
平成	7年	1月	阪神・淡路大震災発生
平成	9年	2月	異常寒波襲来
平成	10年	6月	水道広報紙「かわにしの水道」を創刊
平成	11年	4月	組織改正により、部制から局制（水道局）に変更

年 月			事 項
平成	12年	4月	受水料金改定（単一料金制から二部料金制へ） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 基本料金1： 1,200円（受水団体平均単価：155円） 基本料金2： 23,800円（川西市単価：152円） 水量料金： 52円/m³ </div>
		8月	伊丹市・宝塚市・川西市の3市による調査会に猪名川町を加えて「阪神北部広域水道研究会」に改組し、広域水道の可能性に関する調査研究スタート（～H15.3末）
		10月	猪名川流域で異常湧水 第5期拡張事業（第1回変更）認可（H12.10.26） 給水区域：西多田・石道・西畦野・国崎の一部及び横路 給水人口：185,000人
平成	13年	3月	石綿管改良工事完了
		8月	猪名川流域の異常湧水
平成	14年	8月	猪名川流域の異常湧水
平成	15年	1月	異常寒波による給水管等の凍結破損
平成	16年	2月	水道通水50周年記念式典等を開催
		8月	猪名川流域の異常湧水
平成	17年	3月	太陽光発電システム竣工式
		4月	水道料金等を改定（H17.4.1） <ul style="list-style-type: none"> ・改定率 平均 13% } 当初2年間 10.4% <li style="margin-left: 100px;">3年目以降 14.8%（H19.4～口径13・20mmの基本料金変更） ・分担金及び手数料を20%改定
		12月	東久代深井戸（予備井）さく井工事完成
平成	18年	3月	滝山2号配水池耐震化事業による改良工事完成 第5期拡張事業第2回変更（取水地点の変更）
		6月	一庫ダム水位弾力的管理試験
平成	19年	3月	滝山1号配水池耐震化事業による改良工事完成
平成	20年	4月	受水料金改定 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 基本料金1： 2,700円（受水団体平均単価：152円） 基本料金2： 21,100円（川西市単価：146円） 水量料金： 48円/m³ </div>

水道料金の変遷

(1) 南部水道事業・・・昭和29年2月25日 制定

区分	家庭用専用	家庭用共用 1戸につき	営業用	官・学・病用	湯屋用	工事 事業場用	特殊用
基本料金	10m ³ につき	5m ³ につき	10m ³ につき	20m ³ につき	100m ³ につき	30m ³ につき	1m ³ につき
	240円	100円	250円	400円	1,800円	750円	25円
超過料金	1 m ³ を 増 す 毎 に						
	24円	20円	25円	20円	18円	25円	25円

口 径	量水器使用料
13 mm	30 円
16	40
20	60
25	100
40	200
50 以上	所有者の負担

(2) 南部水道事業・・・昭和49年4月1日 改定 改定率 87.9%

口 径	量水器 使用料	基本料金	水 量 料 金					
			家 事 用				浴場用	臨時用
			第1段	第2段	第3段	第4段		
13 mm	40 円	150 円	10m ³ までの分	10m ³ をこえ 20m ³ までの分	20m ³ をこえ 40m ³ までの分	40m ³ をこえ る分	1m ³ につき 22円	1m ³ につき 150円
20	70	220						
25	100	280						
40	250	580						
50	650	800						
75	800	1,700	1m ³ につき 19円	1m ³ につき 38円	1m ³ につき 54円	1m ³ につき 60円		
100	1,100	2,800						
125 以上	管理者が 別に定める	管理者が 別に定める						

(3) 北部暫定水道事業・・・昭和49年4月1日 制定

口 径	量水器使用料	基本料金	水 量 料 金	
			第1段	第2段
			13 mm	40 円
20	70	645		
25 以上	管理者が別に定める	管理者が別に定める		

(4) 南部水道事業・・・昭和51年12月1日 改定 改定率 102.9%

口 径	基本料金	水 量 料 金							
		家 事 用						浴場用	臨時用
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段		
13~20mm	260円	5m ³ までの分	5m ³ をこえ 10m ³ までの分	10m ³ をこえ 20m ³ までの分	20m ³ をこえ 40m ³ までの分	40m ³ をこえ 100m ³ までの分	100m ³ をこえる分	1m ³ につき 30円	1m ³ につき 300円
25	770								
40	2,210								
50	3,770								
75	10,170	1m ³ につき 26円	1m ³ につき 35円	1m ³ につき 72円	1m ³ につき 107円	1m ³ につき 134円	1m ³ につき 160円	1m ³ につき 30円	1m ³ につき 300円
100	20,670								
150以上	管理者が別に定める								

※ 使用水量が10m³以下の水量料金(浴場用及び臨時用を除く)については、昭和51年12月1日から昭和52年3月31日までの間に限り、改訂前の第1段の水量料金を適用する。

(5) 北部暫定水道事業・・・昭和51年12月1日 改定 改定率 30.9%

口 径	基本料金	水 量 料 金		
		第1段	第2段	第3段
13~20mm	5m ³ まで 875円	5m ³ をこえ 15m ³ までの分 20mm以下 1m ³ につき 133円	15m ³ をこえ 40m ³ までの分	40m ³ をこえる分
25	1,050	15m ³ までの分	1m ³ につき 266円	1m ³ につき 300円
40	3,080			
50	5,260	25mm以上 1m ³ につき 133円	1m ³ につき 266円	1m ³ につき 300円
75	14,220			
100以上	管理者が別に定める			

※ メーターの口径が20mm以下で使用水量が5m³をこえ、10m³以下の水量料金及びメーターの口径が25mm以上で使用水量が10m³以下の水量料金については、昭和51年12月1日から昭和52年3月31日までの間に限り、改定前の第1段の水量料金を適用する。

(6) 南北水道事業統合・・・昭和55年10月1日 改定 改定率 南部 30.9% 北部 △20.7%

口 径	基本料金	水 量 料 金							
		家 事 用						浴場用	臨時用
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段		
13~20mm	300円	5m ³ までの分	5m ³ をこえ 10m ³ までの分	10m ³ をこえ 20m ³ までの分	20m ³ をこえ 30m ³ までの分	30m ³ をこえ 100m ³ までの分	100m ³ をこえる分	1m ³ につき 35円	1m ³ につき 300円
25	1,200								
40	3,600								
50	6,200								
75	16,800	1m ³ につき 32円 43円	1m ³ につき 42円 56円	1m ³ につき 83円 111円	1m ³ につき 128円 171円	1m ³ につき 179円 239円	1m ³ につき 230円 300円	1m ³ につき 35円	1m ³ につき 300円
100	34,500								
150以上	管理者が別に定める								

○ 昭和57年4月1日より南北統一料金に改定

上段：南北統一料金
下段：北部暫定料金

(7) 昭和61年4月1日 改定 改定率 22.7%

口径	基本料金	水量料金							
		家事用						浴場用	臨時用
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段		
13~20mm	340円	5m ³ までの分	5m ³ をこえ10m ³ までの分	10m ³ をこえ20m ³ までの分	20m ³ をこえ30m ³ までの分	30m ³ をこえ100m ³ までの分	100m ³ をこえる分	1m ³ につき40円	1m ³ につき400円
25	1,500								
40	5,100								
50	9,000								
75	25,900	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき
100	55,000	40円	50円	105円	160円	225円	290円	40円	400円
150以上	管理者が別に定める								

(8) 平成4年4月1日 改定 改定率 29.1%

口径	基本料金	水量料金							
		家事用						浴場用	臨時用
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段		
13~20mm	430円	5m ³ までの分	5m ³ をこえ10m ³ までの分	10m ³ をこえ20m ³ までの分	20m ³ をこえ30m ³ までの分	30m ³ をこえ100m ³ までの分	100m ³ をこえる分	1m ³ につき50円	1m ³ につき550円
25	1,900								
40	6,400								
50	11,300								
75	32,700	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき
100	69,600	50円	65円	135円	205円	290円	370円	50円	550円
150以上	管理者が別に定める								

(9) 平成17年4月1日 改定 改定率 13.0%(当初2年間 10.4%・3年目以降 14.8%)

口径	基本料金	水量料金							
		家事用						浴場用	臨時用
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段		
13~20mm	560円 (700)	5m ³ までの分	5m ³ を超え10m ³ 以下の分	10m ³ を超え20m ³ 以下の分	20m ³ を超え30m ³ 以下の分	30m ³ を超え100m ³ 以下の分	100m ³ を超える分	1m ³ につき60円	1m ³ につき550円
25	2,600								
40	8,500								
50	14,500								
75	37,000	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき
100	75,000	60円	80円	150円	220円	305円	370円	60円	550円
150以上	管理者が別に定める								

※ メーター口径が20mm以下の基本料金については、平成17年4月1日から19年3月31日までと、平成19年4月1日からの区分で段階的に改定。()内は、平成19年4月1日から適用。

- 水道料金等の消費税転嫁 平成元年 4月1日 (平成3年3月31日まで)
- 水道料金等の消費税凍結 平成3年 4月1日 (平成8年3月31日まで)
- 水道料金等の消費税転嫁 平成8年 4月1日 【3%】
- 水道料金等の消費税転嫁 平成9年 4月1日 【5%】